

## 住田町森林認証普及促進事業費補助金交付要綱

### (目的)

**第1** FSC-FM森林認証の基準に適合する森林管理を実現するため、森林組合等林業事業体（以下「林業事業体」という。）が、住田町FSC森林認証グループに加入している森林（以下「グループ加入林」という。）で行う木材生産を伴う伐採作業（主伐及び生産間伐をいう。）で使用する植物性チェーンオイルの調達に要する経費に対し、予算の範囲内で、住田町補助金交付規則（昭和33年住田町規則第6号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

### (補助対象事業者)

**第2** 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) グループ加入林の所有者から伐採作業の委託を受けた林業事業体
- (2) グループ加入林の所有者から立木を買い受けて伐採作業を行う林業事業体

### (補助対象経費及び補助額)

**第3** 補助対象経費及び補助額は、次のとおりとする。

経費	補助額
伐採作業で使用する植物性チェーンオイルの調達に要する経費	<p>1 主伐 1ヘクタールあたり15,000円以内</p> <p>2 生産間伐 1ヘクタールあたり7,200円以内</p>

### (補助金交付の条件)

**第4** 次に掲げる事項を補助金交付の決定に附する条件とする。

- (1) 伐採作業の面積が0.1ヘクタール以上であること。

### (申請書の取下げ期日)

**第5** 規則第8条に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類及び期日)

第6 規則に定める書類及び提出期日は、別表のとおりとする。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

条項	提出書類	様式	提出期日
規則第4条の規定による書類	・住田町森林認証普及促進事業費補助金交付申請書 ・事業計画書 ・収支予定書	第1号 第2号 第3号	別に定める
規則第6条の規定による書類	・住田町森林認証普及促進事業変更(中止、廃止)承認申請書 ・事業計画書 ・収支予定書	第4号 第2号 第3号	事業を変更する事情が生じた日から14日以内
規則第13条第1項の規定による書類	・住田町森林認証普及促進事業費補助金交付請求書 ・事業実績書 ・収支精算書	第5号 第2号 第3号	事業が完了した日から30日以内